

【制定】公開日 2015年4月1日

【改定】更新日 2017年12月28日

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

平成27年4月1日～平成30年2月28日

2、内容

【目標1】

ワークライフバランスを促進するための残業時間短縮

<対策>

- ・残業削減キャンペーンの実施
- ・ノー残業デーの実施

【目標2】

男性の育児休業の取得推進

<対策>

- ・全社員を対象とした啓蒙活動・教育
- ・育児休業取得者の情報を社内広報

【目標3】

仕事と家庭生活との両立を支援するためのジョブローテーションの活性化

<対策>

- ・社員のワークスタイルに合わせ希望する業務へのジョブローテーション
- ・ジョブローテーション、キャリアの相談窓口としての人事の確立